

令和元年10月1日

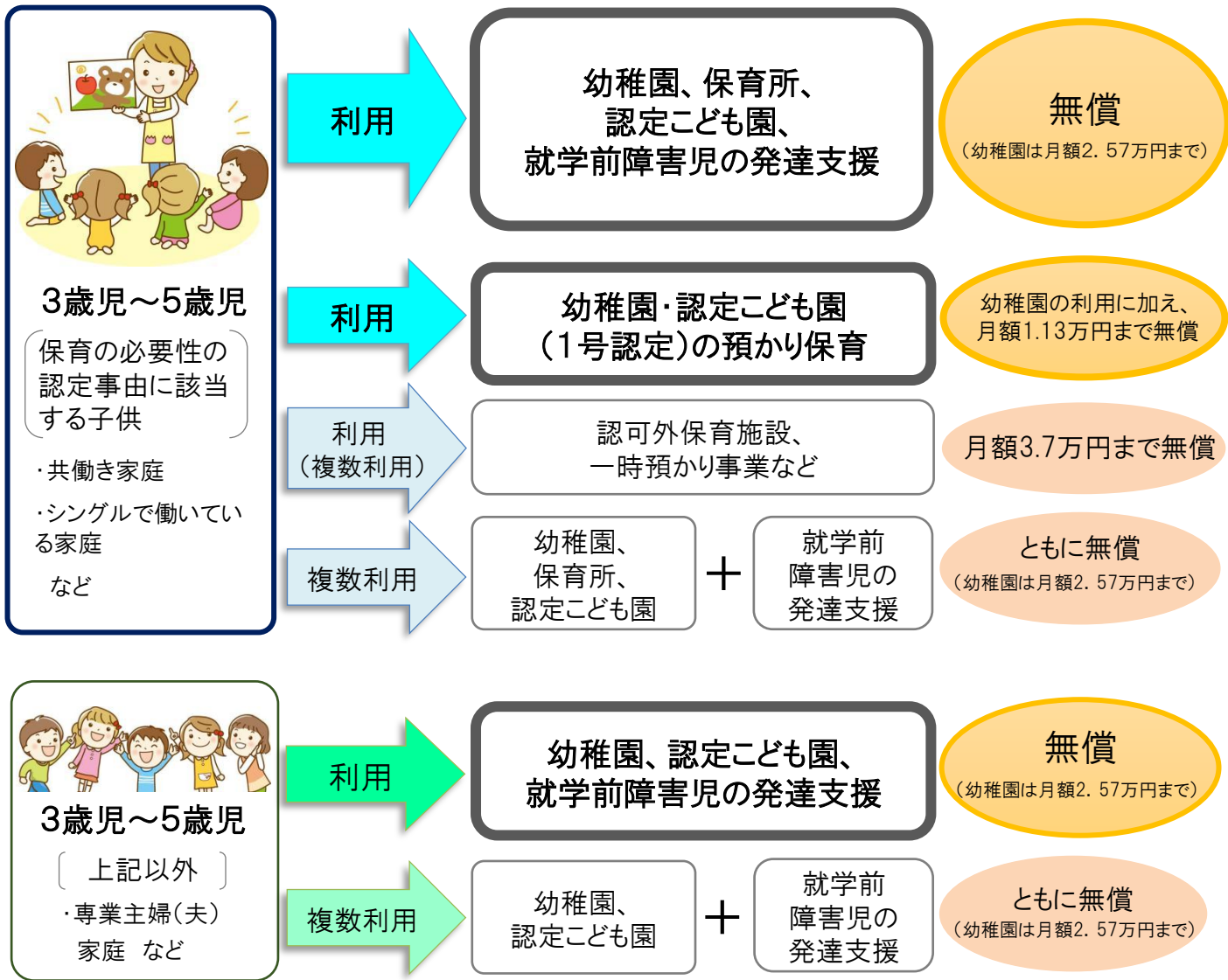
# 幼児教育・保育の無償化が始まります

子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化の観点などから取り組まれるものです。



## 幼児教育・保育無償化のイメージ

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳児から5歳児のすべての子どもたちの保育料が無償化されます。



■0歳児～2歳児の子ども達の保育料については、住民税非課税世帯を対象に無償化となります。(認可外保育施設の場合、月4.2万円までが無償となります)。

■**幼児教育・保育の無償化の対象は「保育料」となります。給食費等につきましては、別途実費徴収がありますのでご注意ください。**

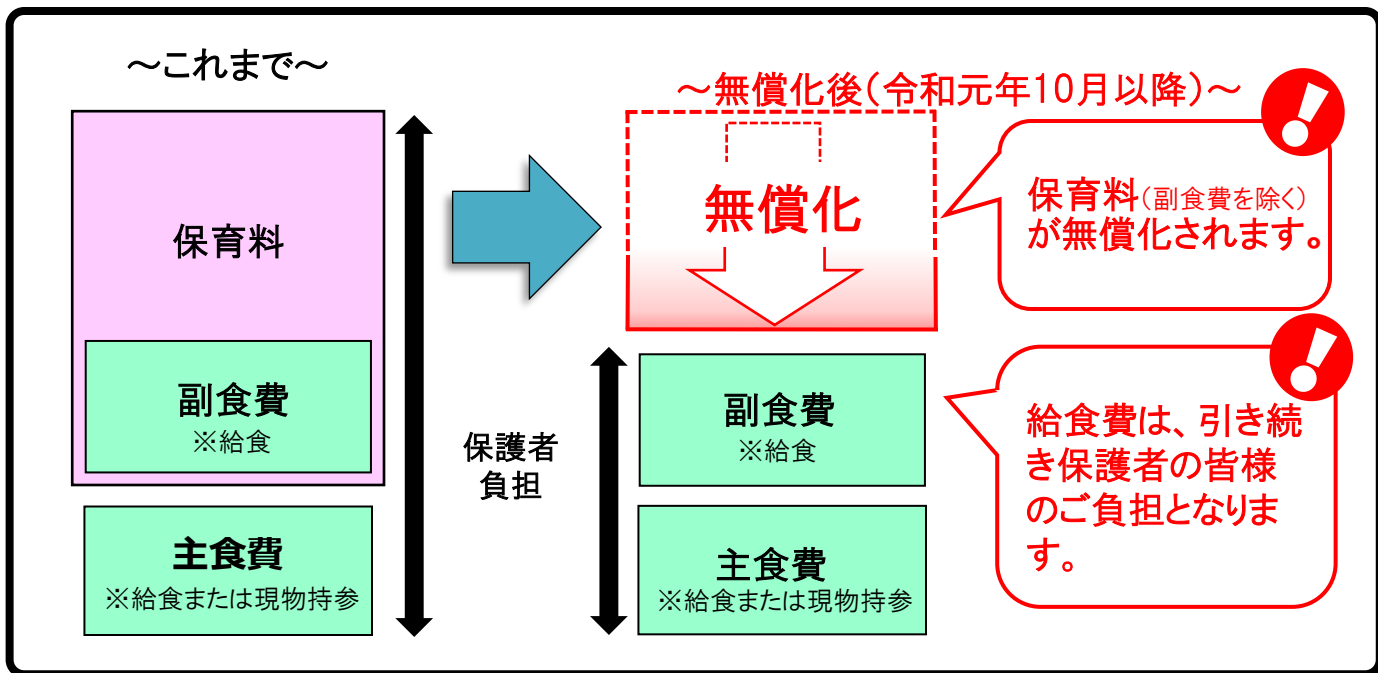
(注1)幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、大仙市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注2)認可外保育施設については、大仙市から無償化の対象となる公示を受けている場合に限りです。

(注3)上記のほか、地域型保育事業施設や、企業主導型保育事業施設(標準的な利用料)も対象となります。

## 保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）について

保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。



## 給食費（副食費）の免除対象者について

- 年収360万円未満相当世帯の子ども
- 第3子以降の子ども(所得制限なし)※所得により第3子のカウント方法が異なります



## すこやか子育て支援事業の拡充

すこやか子育て支援事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、秋田県と市町村が就学前の子どもの保育料等を助成する制度です。

国の制度における給食費（副食費）の見直しを踏まえ、これまでのすこやか子育て支援事業が拡充され、10月からは副食費についても助成の対象となります。

**【対象】** 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児～5歳児の副食費  
(世帯年収約360万円以上、所得制限なし)

**【補助額】**

世帯年収約640万円未満(※1)	世帯年収約640万円以上(※1)
副食費(※2) × 助成率1/2	副食費(※2) × 助成率1/4(※3)

※1 世帯年収とはあくまで目安であり、市町村民税所得割額により助成率が決定します。

※2 助成対象となる副食費の上限は月額4,500円となります。副食費の徴収額については施設ごとに異なります。

※3 ひとり親世帯は助成率1/2

また、平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降及び平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降については**全額助成**となります。

「幼児教育・保育の無償化」に関するお問い合わせ

大仙市役所 子ども支援課 (TEL0187-63-1111 内線102・103・128)